

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字須影字下戸ノ内百九十三番一 他三十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百五十七立方メートル